

郡
山
女
子
大
学
学
则

郡山女子大学学則

第一章 総 則

第一条 本大学は、家政学に関する高度の学芸を教授研究し、生活文化の向上と社会開発に寄与する専門職業人としての教育を施し、人間性の高揚を図り、自主独立の精神を培い、女性の特質をもって世界平和と人類の福祉とに貢献しようとする人物を育成することを目的とする。

第二条 本大学は、郡山女子大学（以下「本学」という。）と称する。

第二条の二 本学は、学校法人郡山開成学園が設置する。

第三条 本学の位置は、福島県郡山市開成三丁目二十五番二号に置く。

第三条の二 本学は、教育研究水準の向上に資するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第三条の三 本学は、前条第一項に規定する自己点検・評価に加え、その教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。

2 前項の認証評価に関する規則等は、別に定める。

第三条の四 本学は、教育研究活動状況の情報を広く提供するものとする。

第二章 学部及び学科

第四条 本学に、次の学部及び学科を置く。

家政学部 人間生活学科

食物栄養学科

2 前項の家政学部人間生活学科においては、人間守護の理念に基づく家政学教育の下に専門的な知識と技術を深く教授するため、履修上の区分として、次の三コースを設定する。各コースにおける人材養成上の目的及び教育目標は次に掲げるものとする。

一 生活総合コース

人間の生活を向上させるための複眼的視野と実践力を備えた人材を養成するため、人間力を創造する高い教養と技術を多面的・総合的に培い、社会生活及び家庭生活の向上能力を養うものとする。

二 福祉コース

福祉社会を切り開く資質豊かな福祉専門家を養成するため、介護福祉と社会福祉に関する専門知識と技術を教授し、介護に関する援助指導及び福祉に関する相談援助指導等の実践能力を養うものとする。

三 建築デザインコース

人と自然の共生を可能にする住環境を柔軟に創造できる建築専門家を養成するため、住生活の在り方及び建築物の本質を探究し、専門的知識と技術及び具体的な手法力を養うものとする。

3 第一項の家政学部食物栄養学科は管理栄養士養成施設として、食生活を取り巻く社会環境の変化に対応した国民の健康づくりを支える栄養指導及び食育指導等の専門家を養成するため、人間の健康と栄養に関わる高度の知識と実践的な技能を教授するとともに、管理栄養士の社会的役割の自覚を培い、社会のあらゆる場で指導的役割を果たす能力を養うものとする。

第四条の二 本学に大学院を置く。大学院の規則は別に定める。

第三章 修業年限及び学生定員

第五条 本学の修業年限は、四年とする。

2 在学年数は、八年を超えることはできない。ただし、第十九条第二項第二号の規定により入学した学生は、四年を超えて在学することができない。

3 第二十二条第一項の規定により入学した学生の在学年数は、前項の規定にかかわらず、同条第二項により定められた年数の二倍に相当する年数とする。

第六条 学生の定員は、次のとおりとする。

学部		学科		入学定員	三年次編入学定員	収容定員
家政学部		人間生活学科		四〇人	一〇人	一八〇人
		食物栄養学科		八〇人	一〇人	三四〇人

2 前項の表に掲げる人間生活学科の入学定員四〇人については、第四条第二項に定めるコースに分け応じ、入学定員を次の

とお振り振り分ける。

生活総合コース

一〇人

福祉コース

二〇人

建築デザインコース

一〇人

第四章 学期及び休業日

第七條 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 学年は、次の二期に分ける。

前期 四月一日から九月三十日まで

後期 十月一日から翌年三月三十一日まで

第八條 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日。

三 創立記念日 四月二十二日

四 春季休業

五 夏季休業

六 冬季休業

七 学年末休業

2 前項第四号から第七号の休業期間については、毎年度当初に定める学事日程によるものとする。

3 授業回数及び実習日数の確保等が必要がある場合、学長は前項の休業日を変更しそれらを行うことができる。

4 第一項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第五章 教育課程及び履修方法等

第九條 授業科目は、共通基礎科目、専門科目及び各種資格等取得の為の課程に関する科目に区分する。

第十條 各学科の授業科目及び単位数は、別表一のとおりとする。

2 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成するこ

とを標準とし、授業の方法に応じ、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって一単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって一単位とすることが出来る。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって一単位とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第十条の二 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

第十条の三 各授業科目の授業は、十五週にわたる期間を単位として行う。

第十条の四 学生は、学年の始め又は学期の始めに、その学年又はその学期において履修する授業科目を登録しなければならない。

- 2 一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限については、別に定める。

第十一条 本学を卒業するためには、人間生活学科においては共通基礎科目三十六単位以上、専門科目八十八単位以上、計百二十四単元以上を、食物栄養学科においては共通基礎科目二十四単位以上、専門科目八十八単位以上、かつ、総計百二十四単位以上修得しなければならない。ただし、人間生活学科における専門科目の履修にあたっては、次によるものとする。

- 一 生活総合コースの学生は、同コースの専門科目の中から規定単位を修得しなければならない。
- 二 福祉コースの学生は、同コースの専門科目の中から規定単位を修得しなければならない。
- 三 建築デザインコースの学生は、同コースの専門科目の中から規定単位を修得しなければならない。

第十一条の二 教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定するもののほか、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する単位を修得しなければならない。

第十一条の三 削除。

第十一条の四 人間生活学科福祉コースの学生で、第十一条の卒業要件を満たした者は、社会福祉主事任用資格を得ることができる。

- 2 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（以下「養成施設指定規則」という。）別表第四に相当する各科目の出席時数が、同規則に定める時間数の三分の二（ただし、介護実習については五分の四）に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない。

第十一条の五 人間生活学科福祉コースの学生で、社会福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、第十一条に規定するもののほか、社会福祉士及び介護福祉士法並びに同法施行規則に基づいて本学が定める授業科目「別表二」を履修しなければならない。

- 2 人間生活学科福祉コースの学生で、介護福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、第十一条に規定するもののほか、社会福祉士及び介護福祉士法並びに同法施行規則に基づいて本学が定める授業科目「別表三」を履修しなければならない。
- 第十一条の六 人間生活学科建築デザインコースの学生で、第十一条の卒業要件を満たした者は、一級建築士試験の受験資格（実務経験二年）、二級建築士試験の受験資格、インテリアプランナー受験資格（実務経験二年）、インテリア設計士受験資格（実務経験二年）、建築設備士受験資格（実務経験二年）及び商業施設士受験資格を得ることができる。
- 第十一条の七 食物栄養学科の学生で、管理栄養士国家試験の受験資格を得ようとする者は、第十一条に規定するもののほか、管理栄養士学校指定規則に基づいて本学が定める単位を修得しなければならない。
- 第十一条の八 食物栄養学科の学生で、第十一条の卒業要件を満たした者は、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格を得ることができる。
- 第十一条の九 各学科において取得できる教員免許状の種類と教科及び資格は、次のとおりとする。

学部	学科		教員免許状の種類〔教科〕		資格の種類
家政学部	人間生活学科	生活総合コース	中学校教諭一種免許状〔家庭〕	高等学校教諭一種免許状〔家庭〕	
		福祉コース	中学校教諭一種免許状〔家庭〕	高等学校教諭一種免許状〔家庭〕	社会福祉士国家試験受験資格、介護福祉士国家試験受験資格、社会福祉主事任用資格
	建築デザインコース	中学校教諭一種免許状〔家庭〕	高等学校教諭一種免許状〔家庭〕	一級建築士及び二級建築士試験受験資格、インテリアプランナー・インテリア設計士・建築設備士・商業施設士の各試験受験資格	
	食物栄養学科	栄養教諭一種免許状		栄養士、管理栄養士国家試験受験資格、食品衛生管理者任用資格、食品衛生監視員任用資格	

第十二条 単位の認定は、次のとおりとする。

- 一 授業科目を履修した学生に対しては試験を行い、その成績の評価において単位を認定する。試験は筆記試験及び実技の

ほか、レポートをもって代えることができる。ただし、実験、実習等の授業科目については、平常の学修成果をもって評価することができる。

二 成績の評価は、次の「成績評価基準」により行うものとし、六〇点以上のものについて単位を認定する。
 「成績評価基準」

評価区分	評価記号と評価内容
一〇〇～九〇点	S…特に優れた成績
八九～八〇点	A…優れた成績
七九～七〇点	B…妥当な成績
六九～六〇点	C…合格に必要な最低限度を満たした成績
五九～〇点	F…合格に至らない成績
N…認定のみ科目（GPの対象とせず）	

三 授業科目のうち、芸術鑑賞講座・教養講座については、受講レポートの提出をもって所定の単位を修得したものとみなす。ただし、成績の評価は行わない。

四 履修科目として登録していない授業科目については、単位を認定することができない。

五 第二号で定める「成績評価基準」におけるGPについては別に定める。

2 一の授業科目の出席時数が授業時数の三分の二に満たない場合は、その科目の定期試験を受験することができない。

3 当該学期の授業料及びその他の納付金が未納の者は、原則としてその学期の定期試験を受験することができない。

4 正当な理由又はやむを得ない事由により、定期試験を受験できなかった者に対して追試験を行うことがある。また、定期試験の成績が、単位認定の評価に達しなかった卒業要件の必修科目については、再試験を行うことがある。

第十三条 本学は、教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、人間生活学科福祉コースにおける養成施設指定規則別表第四に相当する科目についてはこれを認めない。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

第十四条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。ただし、

人間生活学科福祉コースにおける養成施設指定規則別表第四に相当する科目についてはこれを認めない。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

第十五条

本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第四十六条の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、人間生活学科福祉コースにおける養成施設指定規則別表第四に相当する科目についてはこれを認めない。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行なった前条第一項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第十三条第一項及び第二項並びに前条第一項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

第六章 卒業及び学士の学位

第十六条

本学に四年以上在学し、第十一条第一項に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

第十七条

本学を卒業した者には、学士(家政学)の学位を授与する。

第七章 入学、編入学、退学、休学、復学、転科、転学、留学及び再入学

第十八条

入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転学については、学期の始めとすることができる。

第十九条

本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- 一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

三 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程(修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部

科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、十八歳に達した者

2 三年次編入学について、次のように定める。

一 定員を次のとおりとする。

人間生活学科 一〇人

食物栄養学科 一〇人

二 編入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

ア 短期大学を卒業した者

イ 高等専門学校を卒業した者

ウ 専修学校の専門課程（修業年限が一年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。）を修了した者

エ 本学において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

三 前号の規定により、人間生活福祉コースへの編入学を許可された者の既に修得した科目及び単位の認定については、別に規則を定める。

第十九条の二 本学に入学を志願する者は、入学願書に入学検定料及び所定の書類を添えて提出しなければならない。

第二十條 前条による入学志願手続を行った者に対しては、別に定めるところにより入学者選抜を行う。

第二十一條 前条の選抜結果により合格の通知を受けた者は、本学の指定する期日までに所定の納付金を納入し、保証人連署の誓約書及び高等学校卒業証明書等大学に入学することができることを証する書面、住民票又は住民票記載事項証明書を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第二十二條 本学を中途退学した者が再入学を志願するときは、選考の上、教授会の議を経て学長が再入学を許可することがある。

2 前項の規定により再入学を許可された者の入学年次、既に履修した授業科目及び修得単位の取扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第二十三條 削除

第二十四条 学生の保証人は父母又は近親者とする。ただし、これによりがたい場合は、独立の生計を営む成年者とすることができる。

2 保証人は、その学生の在学中の身上に関する一切の事項について責任を負うものとする。

第二十五条 学生が疾病その他やむを得ない事由により三ヶ月以上欠席しようとするときは、保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間は一年を限度とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長に願い出て休学期間を延長することができる。

第二十六条 休学期間は在学年数に通算しない。

第二十六条の二 休学の理由が解消したときは、保証人連署の復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

第二十六条の三 学生が在学中に正当な理由により転科を希望する場合には、教授会の議を経て学長が許可することができる。ただし、学年の途中での転科は認めない。

2 前項の規定にかかわらず、人間生活学科福祉コースへの転科は認めない。

第二十七条 本学から他の大学へ転学を志望する学生で、正当な理由があると認められた場合には、教授会の議を経て学長が許可することができる。

第二十七条の二 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学における学修のために留学することを許可することができる。

2 前項の許可を得て留学する期間は、一年を限度とする。

3 留学期間は、第十六条に定める在学期間に含めることができる。

4 前項までのほか、留学について必要な事項は、学長の定めるところによる。

第二十八条 疾病その他の事由により退学しようとする者は、保証人連署の退学願を提出しなければならない。

第八章 賞 罰

第二十九条 次の各号の一に該当する学生に対し、教授会の議を経て学長が賞することができる。

一 学業が特に優秀な者又は品質高潔であつて、全学生の模範と認められる者

二 個性を十分に發揮し、その特質をもつて顕著な功績を上げた者

第三十条 学生が本学則に背き、学生としての本分に反した行為と認められるときは、教授会の議を経て学長が懲戒することができる。

2 懲戒は訓告・停学・退学とする。

第三十一条 前条第二項の退学処分は、次の各号の一に該当した者に対して行う。

一 品行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

- 三 正当な理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第九章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金

第三十二条 入学検定料、入学金及び授業料の金額は、別表四のとおりとする。

第三十三条 授業料は、年額の二分の一ずつを二期に分けて、その期に示す期日までに納入しなければならない。

第三十四条 教育充実費及びその他の納付金の金額は別に定めるものとし、授業料納入の際に納入するものとする。

第三十四条の二 第十一条の九に掲げる免許・資格を取得しようとする者は、入学後所定の時期にそれぞれの履修費・実習費等を納入しなければならない。

2 前項の履修費・実習費等の金額は別に定める。

第三十五条 休学期間中の授業料及びその他の納付金は、徴収しない。ただし、学期の途中で休学又は復学する者は、その期の授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

第三十五条の二 第二十七条の規定により留学を許可された者の留学期間中の授業料及びその他の納付金は徴収しない。ただし、学期の途中で留学し又は留学を終えた者は、その期の授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

第三十六条 既納の入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金は返戻しない。ただし、本学が指定する期日までに入学辞退の意思表示をした者については、原則として学生が納付した授業料及び諸会費等を返還する。

第三十七条 在学中において授業料及びその他の納付金の金額が改訂されたときは、新たに定められた金額を納入しなければならない。

第三十八条 正当な理由なくして授業料及びその他の納付金を滞納し、督促してもなお納入する意思がないと認められた場合は、教授会の議を経て学長が除籍する。

第十章 教職員組織

第三十九条 本学に学長、副学長を置く。学長に事故あるときは、副学長がその職務を行う。

- 2 本学の教育研究上の目的を達成するため、専任の教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。
- 3 本学の運営に関わる業務を処理するため、専任の事務職員を置く。

第十一章 教授会

第四十条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長及び専任教授をもって組織する。ただし、学長が必要と認めるときは、専任の准教授、講師、助教若しくは職員を加えることができる。

第四十一条

教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
- 二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は前号に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べる事が出来る。

第十二章 教員の資格

第四十二条

教授、准教授、講師、助教及び助手の資格については、大学設置基準に基づいて本学が別に定める。

第四十三条

本学に図書館を置く。

第十三章 図書館及び併設学校

第四十四条

2 図書館に関する規程は、別に定める。

学校法人郡山開成学園は、本学のほか、次の学校を併設する。

- 一 郡山女子大学大学院
- 二 郡山女子大学短期大学部
- 三 郡山女子大学附属高等学校
- 四 郡山女子大学附属幼稚園

第四十五条

削除

2 前項第二号、第三号及び第四号に掲げる学校の規則は、別に定める。

第十四章 科目等履修生、委託生及び外国人留学生

第四十六条 本学の開設する授業科目のうち、一部の授業科目の履修を希望する者があるときは、授業及び研究に支障のない限り、科目等履修生として学長が履修を許可することができる。ただし、人間生活学科福祉コースの授業科目については履修を認めないものとする。

2 科目等履修生に対する単位の認定については第十二条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関する規程は、別に定める

第四十七条 公共機関から、その所属職員の研修について本学に委託願い出があるときは、授業及び研究に支障のない限り、委託生として学長が入学を許可することができる。

2 委託生に関する規程は、別に定める。

第四十八条 外国人で、本学に入学を志願する者については、教授会の議を経て、外国人留学生として学長が入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可される者は、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、当該外国公館の証明を有する者

3 第一項の規定により入学を志願する者に対しては、修学に必要な日本語、学力及びその他健康等について、別に定めるところにより選考を行なう。

4 外国人留学生については、別段の定めのあるもののほか、本学則の各章を適用する。

第四十九条 削除

第五十条 削除

第五十一条 削除

第十五章 公開講座

第五十二条 本学は、一般社会人等を対象に公開講座を随時に開設することができる。

2 公開講座に関する科目及び聴講料等については、その都度定める。

第十六章 学生組織

第五十三条 各学科のクラスごとに学生リーダーを置き、一週交代で全員が当たる。

- 2 クラスのリーダーは、クラス運営及び学内の美化等の環境整備活動を円滑に進めていくためにクラスを統括する。

第十七章 厚生施設

第五十四条 本学に生活実習館を置き、これを家庭寮という。

- 2 家庭寮に関する規則は別に定める。

第五十五条 削除

第十八章 雑則

第五十六条 本学則の規定によりがたい事態が発生した場合、学長は本学則の運用を変更することができる。

附 則

- 一 本学則は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則

- 一 本学則は、昭和四十二年十月一日から施行する。ただし、第四条、第六条、第九条、第十条及び第十一条の規定は昭和四十一年四月一日から、第三十条の規定は昭和四十三年度入学生から適用する。

附 則

- 一 本学則は、昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、第九条及び第十条の規定は、昭和四十五年度入学生から適用する。

附 則

- 一 本学則は、昭和四十九年四月一日から施行し、昭和四十九年度入学生から適用する。

附 則

- 一 本学則は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則

一 本学則は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、第九条の規定は、昭和四十九年度入学生から適用する。

附 則

一 本学則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則

一 本学則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則

一 本学則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則

一 本学則は、昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、第四条、第六条、第十条、第十一条及び第二十九条の規定は、昭和六十二年入学生から適用する。

附 則

一 本学則は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第二十九条の規定は、昭和六十三年入学生から適用する。

附 則

一 本学則は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第二十九条（入学金・授業料）の規定は、平成元年度入学生から適用する。

附 則

一 本学則は、平成二年四月一日から施行する。ただし、第十条（教育課程）及び第二十九条（授業料）の規定は、平成二年度入学生から適用する。

附 則

一 本学則は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第三十一条（授業料）の規定は、平成三年度入学生から適用する。

附 則

一 本学則は、平成四年四月一日から施行する。

二 第六条の規定にかかわらず、平成四年度から平成十一年度の間の人間生活学科の入学定員を二〇〇人とする。

附 則

一 本学則は、平成五年四月一日から施行する。

二 第六条の規定にかかわらず、平成四年度から平成十一年度の間の人間生活学科の入学定員を二〇〇人とする。

附 則

一 本学則は、平成六年四月一日から施行する。

二 第六条の規定にかかわらず、平成四年度から平成十一年度の間の人間生活学科の入学定員を二〇〇人とする。

附 則

一 本学則は、平成八年四月一日から施行する。

二 第六条の規定にかかわらず、平成四年度から平成十一年度の間の人間生活学科の入学定員を二〇〇人とする。

附 則

一 本学則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則

一 本学則は、平成十二年四月一日から施行する。

二 第六条の規定にかかわらず、人間生活学科の平成十二年度の収容定員は四一〇人とする。

三 第六条の規定にかかわらず、食物栄養学科の平成十二年度から平成十四年度までの収容定員は次のとおりとする。

食物栄養学科		収 容 定 員		
	平成十二年度	平成十三年度	平成十四年度	
一六〇人		二〇〇人	二三〇人	

附 則

- 一 本学則は、平成十三年四月一日から施行する。
- 二 第六条の規定にかかわらず、食物栄養学科の平成十二年度から平成十四年度までの収容定員は次のとおりとする。

食物栄養学科		
収 容 定 員		
平成十二年度	平成十三年度	平成十四年度
一六〇人	二〇〇人	二三〇人

附 則

- 一 本学則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 二 本学則は、平成十四年度入学生から適用するものとし、平成十三年度以前の入学生については従前の規定を適用する。
- 三 第六条の規定にかかわらず、食物栄養学科の平成十二年度から平成十四年度までの収容定員は次のとおりとする。

食物栄養学科		
収 容 定 員		
平成十二年度	平成十三年度	平成十四年度
一六〇人	二〇〇人	二三〇人

附 則

- 一 本学則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 二 本学則は、平成十六年度入学生から適用するものとし、平成十五年度以前の入学生については従前の規定を適用する。
- 三 第六条の規定にかかわらず、食物栄養学科の平成十六年度から平成十八年度までの収容定員は次のとおりとする。

食物栄養学科		
収 容 定 員		
平成十六年度	平成十七年度	平成十八年度
二八〇人	三〇〇人	三二〇人

附 則

- 一 本学則は、平成十七年四月一日から施行する。

二 第六条の規定にかかわらず、人間生活学科及び食物栄養学科の収容定員は次のとおりとする。

学 科	収 容 定 員		
	平成十七年度	平成十八年度	平成十九年度
人間生活学科	三七〇人	三二〇人	二七〇人
食物栄養学科	三〇〇人	三二〇人	—

附 則

- 一 本学則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 二 本学則は、平成十八年度入学生から適用するものとし、平成十七年度以前の入学生については従前の規定を適用する。
- 三 第六条の規定にかかわらず、人間生活学科及び食物栄養学科の定員は次のとおりとする。

学 科	収 容 定 員	
	平成十八年度	平成十九年度
人間生活学科	三二〇人	二七〇人
食物栄養学科	三二〇人	—

附 則

- 一 本学則は、平成十九年四月一日から施行する。
- 二 本学則は、平成十九年度入学生から適用するものとし、平成十八年度以前の入学生については従前の規定を適用する。
- 三 第六条の規定にかかわらず、人間生活学科の収容定員は二七〇人とする。

附 則

- 一 本学則は、平成二十年四月一日から施行する。
- 二 本学則は、平成二十年入学生から適用するものとし、平成十九年度以前の入学生については従前の規定を適用する。

附 則

- 一 本学則は、平成二十一年四月一日から施行する。

- 二 本学則は、平成二十一年度入学生から適用するものとし、平成二十年度以前の入学生については従前の規定を適用する。
- 三 人間生活学科の三年次編入学は平成二十三年四月一日から福祉コースにおいても可とし、定員一〇は三コースの合計とする。

附 則

- 一 本学則は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 二 本学則は、平成二十二年度入学生から適用するものとし、平成二十一年度以前の入学生については従前の規定を適用する。
- 三 第六条の規定にかかわらず、人間生活学科及び食物栄養学科の収容定員は次のとおりとする。

学 科	収 容 定 員			
	平成二十二年度	平成二十三年度	平成二十四年度	平成二十五年年度
人間生活学科	二二〇人	二〇〇人	一九〇人	一八〇人
食物栄養学科	三四〇人	—	—	—

附 則

- 一 本学則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則

- 一 本学則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則

- 一 本学則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 二 本学則は、平成二十五年入学生から適用するものとし、平成二十四年度以前の入学生については従前の規定を適用する。

附 則

- 一 本学則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 二 本学則は、平成二十六年入学生から適用するものとし、平成二十五年以前の入学生については従前の規定を適用する。

附 則

一 本学則は、平成二十七年四月一日から施行する。

二 本学則は、平成二十七年入学学生から適用するものとし、平成二十六年以前の入学生については従前の規定を適用する。

附 則

一 本学則は、平成二十八年四月一日から施行する。

二 本学則は、平成二十八年入学学生から適用するものとし、平成二十七年以前の入学生については従前の規定を適用する。

附 則

一 本学則は、平成二十九年四月一日から施行する。

二 本学則は、平成二十九年入学学生から適用するものとし、平成二十八年以前の入学生については従前の規定を適用する。

附 則

一 本学則は、平成三十年四月一日から施行する。

二 本学則は、平成三十年入学学生から適用するものとし、平成二十九年以前の入学生については従前の規定を適用する。